大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

譚綸略伝

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-08-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 俊郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006104

譚綸略伝

櫻井俊郎

1．『軍政條例』

萬暦初めの十年間に張居正が推進した革新政治の出発点を隆慶時代に求め、「隆萬大改革」という枠組みを提示したのは、韋慶遠であった。[1] 内閣首輔が強力なリーダーシップを発揮し、厳しい官僚統制を敷く、特徴的な政治手法は、確かに張居正の前任者である高拱にも共通して見られた。また、田澍はさらに遡って、嘉靖初年が明代の歴史発展上の転換点であるとする論を、近年発表している。[2] 大礼の儀以降に抬頭した張璁ら新勢力は、正徳朝までの積弊を一掃させるため、「嘉靖革新」の政治を展開したのであり、その影響のもとに隆萬大改革があり得た、というのである。果たして、言うところの一五二〇年代「嘉靖革新」と、一五六〇～七〇年代の「隆萬大改革」が、因果関係で結びあわされる性質の政治現象であったのか、という疑問は残る。しかし、少なくとも、嘉靖初期の政治展開が、結果的に皇帝権力や内閣権限の強化をもたらし、そうした流れがのちの厳嵩から徐階へ、さらに高拱、張居正へと向かう、首輔に権力が集中する流れの出発点であったと言うことはできるかもしれない。

嘉靖後半から萬暦初という、ちょうどその時期に、軍政のエキスパートとして手腕を振るったのが譚綸であった。浙江・福建の倭寇対策、北虜の防衛に活躍し、また広東・江西や四川など国内の反乱でも実際に軍を率いて鎮圧に当たっているほか、各地で練兵の責任者に任じられてめざましい実績を挙げ、兵部尚書でその官歴を終えている。

譚綸は、明代中後期の軍政を考察する際に欠かせない材料を多く含む書物を編纂している。『明史』「藝文志」には、『軍政條例類考』七巻と『奏議』一〇巻が載る。[3] 『軍政條例類考』は、こんにち一般に『軍政條例』として知られているものであろう。

『軍政條例』の巻頭言によれば、軍政の周知徹底のため、かつて、宣德初年（丙午、一四二六）までの内容を編纂した『軍政條例』、宣德四年（己酉、一四二九）以後、嘉靖三一年（壬子、一五五二）までの内容を集めた『軍政事例』六巻が作られていた。それに続くものとして、嘉靖三一年以後の内容を損益増録し、各府州県・衛所に至るまで頒布するために編まれたという。[4]

譚綸は名将戚継光ともども、南倭にも北虜にもその対処に当たっており、また練兵策の実施に於いても両者は関係浅からざるものがある。当時、二人の名声は併称されていたとも伝えられる。ただ、こんにち、譚綸の方はやや影が薄い印象があるのは仕方が無かろう。戚継光の名声に隠れてしまっているのである。このたび『軍政條例』を読むにあたり、編著者の為人や経歴を

整理しておきたいと考えた。以下は、主に伝記史料に依拠して、覚え書きとしてまとめた、譚綸の簡略な伝記である。

2　倭寇防衛

譚綸、字は子理、号は二華、江西撫州府宜黄県の人である。嘉靖二二年（癸卯、一五四三）、弱冠にして郷試を通過し、嘉靖二三年（甲辰、一五四四）に進士に及第した。初任官は南京礼部主事で、母喪によって三年の服喪を満了したのち、南京礼部職方郎中に補任された[5]。

留都南京に在任中、倭寇が城下に迫った時のことである。人々は怖じ気づいておののくばかり、敢えて打って出ようという人物は他にいない。その中で、彼は自ら壮士を募り、独り毅然と敵に立ち向かい、よくこれを禦ぎきったと伝えられる。

嘉靖朝の中期といえば、東南沿海部に於いて後期倭寇のピークを迎える頃である。譚綸の南京在任中時期に限っても、嘉靖二六年（丁未、一五四七）一二月末に一度、また嘉靖三一年（壬子、一五五二）四月から三九年（庚辰、一五六〇）初頭に至って長期間、浙江・福建地域が荒らされている。

特に嘉靖三一年以降については、汪直、徐海や毛海峰など名だたる海寇が登場し、蘇松・南直隷の周辺は常時、騒然たる状態であった。譚綸が防衛に活躍したとされるのは、恐らくこの時期であっただろう。

明側は、初期には提督軍務王忬、及び参将俞大猷・湯克寛らが、後には胡宗憲が中心となり、さらに戚継光らも加わって、対処に追われた。以後、譚綸の名は兵を以て知られることになり、朝廷も彼を専ら兵事関係のポストに充てるようになってゆく。こののち、彼は倭寇を頻々と被っていた地、台州府の知府に抜擢される。

譚綸の性格は沈着剛毅、兵事に練達していた[6]。最初に少し触れたように、譚綸は参将戚継光とともに東南の倭寇鎮圧に活躍したことで知られている。長期に及ぶ倭寇対策として、朝廷では郷兵を錬成すべきだとする議論がわき起こり、戚継光に三年計画で訓練を任せ、軍紀の粛正をはかることとなった。譚綸もこの時、千人の郷兵を訓練している。おかげで、ほどなく麾下の兵は精鋭部隊に生まれ変わったという。用兵にも優れ、倭が柵浦（浙江台州府臨海県）を犯した際、譚綸は自ら兵を将いて迎撃し、三戦三捷している。倭はこののち、柵浦から松門（台州府太平県）・澶湖を経、近傍の六県を寇掠し、進んで台州府城を囲繞したが、明軍に勝利することが出来ず、退却する。転じて仙居県・臨海県（ともに台州府）を寇した倭軍は、譚綸らの働きで全滅に追い込まれている。

台州府知府着任から三年、譚綸は按察副使兼寧波海道副使に昇進する。彼は浙東の良家子を召募し、ここでも戚継光と共に訓練を施した。以後は客兵に代えて彼らを用いることとした。嘉靖三八年（己未、一五五九）三月、浙東を倭寇の一派が襲った際、譚綸本人の率いる部隊が実際に応戦している[7]。倭は象山県（浙江寧波府）から台州府を攻め、譚綸はこれを馬崗（寧波府）・何家礁にて連破した。さらに、戚継光とともに葛埠・南湾でも敵を破った。一連の軍功によって、福建右参政を加えられたが、父憂に遇い、任を去る。

嘉靖四〇年（辛酉、一五六一）から四一年（壬戌、一五六二）にかけて、いわゆる広寇が広東・江西方面を騒がせた。張璉らの党である。時に兵部尚書楊博の推薦を受けた譚綸は、服喪を中断して故官に復せよとの命に応じ（奪情起復）、征討に乗り出す。譚綸は、手勢の浙兵を率いて現地に赴き、防衛に当たっていた程鄉（広東潮州府）知県徐甫宰と合流、張璉の余党である林朝曦を討ってこれを平定した。[8] 譚綸はそのまま官を福建に改められたが、父喪の終制を乞い、許されて帰郷した（回籍守制）。浙東の倭寇征討事業は、この後戚継光が引き続き任に当たることになった。

嘉靖三五年（丙辰、一五五六）八月に徐海が誅に伏し、翌三六年（丁巳、一五五七）一一月には汪直も誅殺される。また、上述のような戚継光・譚綸らの活躍もあって、浙江方面の倭は次第に衰えを見せ、嘉靖三九年（庚申、一五六〇）前後には、ほぼ終息した。しかし、この後、倭寇は浙江から福建に活動の中心を移し、嘉靖四〇年代に入り再び沿海部を荒らし始める。

嘉靖四一年（壬戌、一五六二）、各地の倭寇は、福建に大挙して攻め込んだ。[9] 明軍は反撃することも敵わず、年を越す。胡宗憲の檄を受けた戚継光が到着すると、官軍は横嶼（福建福寧州）・福清県（福建福州府）・牛田（福州府）の賊を相次いで撃破、興化城（福建興化府）に逃げ込んだ賊を急追し、入城した。しかし、勝利を収めた継光が浙江に引き上げると、新たに倭賊が至って再び興化城を包囲した。悪いことは重なる。明軍の将劉顕は城の内外で連絡をつけようと、「天兵」の刺繍が入った衣を着た兵八名に書を携えさせ、既に一ヶ月にわたり包囲されている興化城内の味方に向けて放ったのだが、彼らは賊に捕らわれて殺されてしまったのである。「天兵」の衣を身に纏った賊は守将を騙して城内に入り、夜、関を破壊して仲間の賊を招き入れた。こうして興化城は陥落し、城内は焼き払われて激しい掠奪を受ける結果となった。

賊は二ヶ月間留まったのち、さらに平海衛（興化府莆田県）を破ってそこに拠った。劉顕と俞大猷が率いる明軍は、兵力不足のため、手をこまねいたまま、ひたすら援軍を待つのみ。この危機に際し、譚綸は、再び右僉都御史兼福建巡撫として引っ張り出されることになった。実に二度目の奪情起復である。譚綸は倭の拠点の周囲に柵を廻らせて退路を断ち、彼らの動きを止めて戚継光が至るのを待った。譚綸は自ら中軍を統べ、総兵官劉顕・俞大猷に左軍・右軍を率いさせた。嘉靖四二年（癸亥、一五六三）四月、浙兵を率いて戚継光が到着するや、譚綸は彼に中軍を任せ、左軍・右軍とともに倭賊の拠点を攻めさせて大いに破り、陥落した平海衛および一府二県を奪還する。譚綸は右副都御史に地位を進めた。他の武将たちも、譚綸が彼らの戦功を上申して、それぞれ昇進に与っている。

なお、福建巡撫となった譚綸は、戦乱で甚大な被害を受けた地域の税賦負担の軽減を乞うと共に、旧制の如く海口の防衛拠点として福建省内の五カ所に水砦を設置し、戚継光を総兵官としてそれらを鎮守せしめるべきことを提案し、帝に許されている。[10] 五寨とは、景泰三年（壬申、一四五二）に設置され、その後廃されていたもので、福寧州の烽火門、福州府の小埕澳、興化府の南日山、泉州府の浯嶼、漳州府の西門澳（銅山）の五処を称する。

譚綸が構想した五寨体制は、以下のようなものだった。すな

わち、烽火門・南日・浯嶼の三艅を正兵とし、銅山・小埕の二艅を游兵として、寨ごとに把総を置き、管轄内に汎地（駐屯地）を分派し、偵察・哨戒活動を行なう。三路の参将を改めて守備とし、また新たに募った浙兵を二班各九千人に分けて、春秋交替で当番に当たらせる。一方、各県の民壮はすべて精悍な者のみを補用し、府ごとに武職一人を出してそれを領導し、兵備道が時を見て閲視する。

嘉靖四三年（甲子、一五六四）二月、倭が仙游県（興化府）を包囲した際にも、戚継光がこれを撃破、さらに追撃して王倉坪・漳浦県（漳州府）・蔡丕嶺で多くの賊兵を殺した。仙游での勝利で、福建方面の倭寇鎮圧も一段落がつく。譚綸は再び父喪の終制を乞い、許されて離任した。[11]

3．北辺防衛

嘉靖四四年（乙丑、一五六五）冬、二度の中断を余儀なくされた父喪もようやく明け、故官に復す。程なく、その軍才を嘱望され、陝西巡撫に任用された。時に、東南沿海の倭寇は、既にピークを過ぎていた。今度は北虜に対処する任務が与えられたのである。[12]

ところが、任に赴く直前、四川の妖賊蔡伯貫が反乱を起こし、七城を落としたという報が朝廷に入る。急転直下、勅命によって譚綸を四川巡撫に派遣するよう変更されることとなった。譚綸は、乱の鎮圧後も四川にとどまって経略に当たり、叛酋鳳継祖を雲南で平定するなど、数々の軍功を重ねている。譚綸は、次いで兵部右侍郎兼右僉都御史に陞任し、両広総督兼広西巡撫となり、ここでも岑崗（江西贛州府定南県）の賊江月照を投降させるなどの功を挙げている。

北虜の側では、譚綸が薊鎮に配属された当初から、その力量についての情報を得ていたと見られる。隆慶中、アルタンは大同を攻めて明側に打撃を与えているが、実は敢えて薊鎮を避けて大同に兵を向けたのだという。[13] 薊鎮は兵部侍郎の譚綸が駐在し、兵をしっかり訓練しているので、軽々に手を出すべきではない。むしろ、兵力の弱体な大同を攻めるべきだ。当時、アルタンの側近として活躍していた板升の趙全は、このように説いている。譚綸は手強い相手と見られていたのである。

隆慶元年（丁卯、一五六七）、薊鎮における軍事的緊張に対処するため、工科給事中呉時来は、兪大猷と戚継光に辺卒の訓練に専念させるべきことを提案し、兵部の議を経て、戚継光が神機営副将に任命された。[14] 同時に譚綸も、薊遼の防備・練兵の責を負うことになる。[15] 譚綸はすぐに北京に召還され、兵部左侍郎兼右僉都御史、薊遼総督に任じられた。やはり、彼の軍事的才能を見込んでのことであった。譚綸はこのときの上疏で、薊鎮に駐留する衛所軍が弱体である理由を分析して、次のように述べている。[16]

「薊鎮・昌平の卒は十万にも満たないばかりか、その半数は老弱兵で、彼らが諸将に分属し、二千里の間に散じている。敵は兵力を集中させて攻め、我々は分散して守る。兵の多寡、強弱とも、敵方とは差があるのだ。だから、論者はいま亟かに練兵を請うているのだろう。しかし、以下の四難を去ることができなければ、練兵策も最終的に成果を上げ得ないであろう。

（一）虜兵は騎馬戦に長じており、我が方でそれに対処できるのは車戦のみである。時として十余万にものぼる虜兵と対す

るのに、弱体な我が衛所軍ではとても敵うものではない。少なくとも三万人を召募し、車戦の訓練を施さなければ、とても敵軍を制することなどできない。三万人の月餉を計算すると、一人銀一両五銭として、年間総額は銀五十四万両にのぼり、財政的に厳しい。これが第一の難点である。

（二）また、北方出身の兵卒はがんらい慷慨の気風に富むものの、近頃は防辺に消耗し、鋭気は尽きてしまっている。南方から戦に習熟した兵卒一万二千人を召募し、一緒に教練を施すのでなければ、成功を期することはできない。臣が戚継光と共にその任に当たれば、たちどころに成果を上げられるのだが、掣肘を受けて信任され得ないというのが、第二の難点である。

（三）軍事行動には軍紀の粛正が肝要だが、北方出身の兵卒はもともと驕慢な性質で、急に軍法を押しつけられたりすれば、大騒ぎになること必定である。しかも、出身地は京師からほど近いため、彼らの間に流言が生じ易いという背景もある。軍紀が行き届かなければ忠智の士がいたずらに掣肘を受け、功は廃され、更にまた他患を醸してしまうかもしれない。それが、第三の難点である。

（四）明軍の兵卒たちは敵と戦って勝ったことが無く、虜兵になめられてしまっている。たとい戦って破ることができても、身に創を負ったり、仲間内での妬みが生じやすいために力を尽くすことも出来ない。再挙して敵に反撃しようにも、既に先にわざわいが生じているというのが、第四の難点である。

そこで、次のようにお願い申し上げたい。すなわち、薊遼総督（譚綸）・順天巡撫（劉応節）・薊鎮総兵官（戚継光）の標下の兵（計四枝）、振武営（山西太原府代州）・遵化県（直隷順天府）の遊兵（計二枝）、大名県（直隷大名府）と井陘県（直隷真定府）の兵備道や真定遊撃下等の民兵（計四枝）、総て一〇枝・三万名を集めて、密雲・遵化・三屯営（中・左・右の三軍）の三営に分置し、それぞれに参将・遊撃を配置して統率せしめる（三屯営の中軍については総兵官が統括）。また、戚継光を薊遼保定等処の練兵を総理する総兵官に、巡撫劉応節を同提調官に、臣（譚綸）を総督の職に任命する。春秋両防に際しては三営の兵を各々防衛線の近辺に移動させ、密雲営（順天府）は密雲兵備副使、遵化営（順天府）は永平兵備僉事、三屯営（永平府遷安県）は薊州兵備参政に配属させて、臣と戚継光・劉応節らが随時、督励に赴く。この体制で、小規模な衝突には個別に、大規模な攻撃には互いに連携して対処して虜兵を長城外に遮り、万が一侵入してしまった時には決死の戦いを挑む。また、我が方に火器は不可缺であり、烏銃手を三千、先鋒と為す必要がある。辺衛の兵卒を訓練するのに少なくとも一年は必要であるが、既に今年の秋防は間近に迫っているので、速やかに浙兵三千を調して急場をしのぎ、三年を期して辺軍が十分訓練されたのを見計らって、残留希望者を除き、引き上げさせる。」

かくして、戚継光は譚綸と共に薊遼の兵を督し、歩兵三万を集めると共に浙江の兵三千を徴し、訓練に当たることになった。隆慶二年五月、戚継光は都督同知総理薊州・昌平・保定三鎮練兵事に任命されて総兵官以下を統括することとなるが、[17] 着任後の上奏で、薊鎮の兵は表向きの数ばかり多くて実際に役に立つ者が少ない理由を分析し、練兵上の問題点を数々指摘している。

戚継光が薊鎮において行なった練兵はあまりに有名であるが、譚綸の疏文をみると、その背景には総督譚綸の強力なバックアップがあったことが知られよう。譚綸の提案は尽く採択され、譚綸と戚継光は、三営分立の具体的な詰めの議論をするよう命

じられた。譚綸は応じて、薊鎮での主兵に対する訓練と客兵の削減策がすでに十年も行われてきたのに、なかなか効果を上げられないでいるのは、巡按・巡関御史らの掣肘を受けているからであり、自分たちにこの件の全権を委任してもらいたい旨を要請している。[18]

無論、譚綸と戚継光が薊鎮において着手した軍政上の数々の手直しは、上述提案に沿うものであった。[19] 譚綸は、辺隘の重要度や遠近を斟酌して管轄区域を十二路に分割し、路ごとに一小将を配置し、三営を立てた。東は建昌営（永平府）に駐屯して燕河以東の備えとし、中は三屯営に駐屯して馬蘭峪関・松・太の備えとし、西は石匣営（順天府昌平州密雲県）に駐屯して曹牆・古石の備えとした。諸将は随時訓練を行ない、互いに敵軍を前後挟み撃ちにするようにし、軍紀を明確にした。この年の秋は薊鎮・昌平ともに大事なく、陝西・河間・正定の兵を客兵として調し防秋の備えとしていた旧例も、ここにいたって悉く罷めている。この後、譚綸は右都御史兼兵部左侍郎、協理戎政に昇進する。

隆慶初年、兵部左侍郎となって間もない譚綸は、国家の理財についても意見を表明している。特に、銀価格の高騰を抑制する必要を訴え、そのため当時滞りがちとなっていた銭法を活用すべきことを提議している。[20] 彼は、民を富ますためには貨幣価値を抑える、つまり物貨を上げる必要があるという。つまり銀の価格を現在より安く誘導する手を打つ、そのために銭を増鋳して銀不足を補うべきだと考えた。市井に流通する銀が不足しがちとなって物貨が低迷する経済不況、すなわち深刻なデフレに陥っていた当時の様子が伺われる。銭を増やすことについては、高い鋳造コストを懸念する意見もあったようだが、それに対しては、ひとたび銭を増鋳しさえすれば、以後の貨幣流通量が恒常的に高位安定するのであり、それは銀の流通が増えることと同義なのだ、という理屈によって反駁した。また、増鋳されたそれらの銭は政府が使用を強制するのではなくて市場で自ずと流通するものでなければならず、また元号を鋳込んだこれまでの銭とは異なるものにしなければならない、とも提言する。

このように、譚綸の提案は、銀を含めた通貨全体の流れを増やすことでインフレを誘導する、というべきものであった。ただ、現実には現銀そのものを増やす見込みが立たない以上、政策的に銭の流通を増やし、それを安定的且つ活発に維持するようなテコ入れ策を講じよう、ということであった。

具体的には、両京の工部や南北直隷の布政司衙門に鋳銭局を開き、百二十万両の工本銀を投下して「大明通宝」を鋳する、また官軍に支給する俸糧や民に納めさせる税糧などの折色部分につき、その一定割合を銭で収支するようルール化すべきだとする。新銭を王朝の名のみを冠した「大明通宝」とすることで、元号を鋳込んだこれまでの銭が、ともすれば時代がうつろうとともに使用されなくなってしまった轍を踏むことも避けられ、税糧や俸糧の折色といった公的な銀のやりとりに銭を一定割合含ませることを通して、自ずと銭の使用が活発化することを期待したのだった。

実際、このあとで、課税銀三両以上は制銭で納入させる、また民間における低額取引には必ず銭を用いさせる、銀と銭の交換比率を八対一の固定レートとして安定させる、などの施策が朝廷により次々と打ち出されている。ただ、年号を鋳込まない「大明通宝」の新鋳については、直隷巡按楊家相らによっても要求

が出されたが、こちらは却下されている。

徐階の派閥との政争によりしばし下野していた高拱は、隆慶後半に首輔に返り咲く。その高拱は、銭が民間市場の信頼を得るようにするため、銭法への無闇な国家介入をしない方針を打ち出し、その頃から銭はやや流通したとも言う。また、百年有余にわたり事実上流通せず、俸給の支給に用いられるだけとなっていた宝鈔（紙幣）に代わって、隆慶四年に隆慶銭が鋳造発行され、京官の俸給に用いられた。

4．萬暦初政

隆慶六年（壬申、一五七二）六月に萬暦帝が即位する。直後、高拱は馮保らの策謀にかかって失脚し、代わって張居正が首輔の地位に就いた。譚綸が兵部尚書に就いたのは同年七月のことである。[21] ついで萬暦元年（癸酉、一五七三）、太子少保を加えられた。[22] 萬暦五年四月に卒するまで、兵部尚書の任に就いていた。

兵部尚書に着任してすぐ、吏科都給事中雒遵が彼を弾劾し、代わりに海瑞を推したことがある。[23] この件は、吏部尚書楊博が譚綸の軍事的才能の高さを称え、逆に海瑞の融通の無さを誹ったため、沙汰止みになった。ちょうどこの前後、日壇で陪祀が行われた際、譚綸が咳き込んで止まらなくなり、御史の景嵩と韓必顕から弾劾を受けるということも起こった。戸科給事中賈三近が譚綸を弁護し、何の咎めも受けずに済んでいる。逆に、景嵩・韓必顕・雒遵はみな罪に問われ、御史王時挙の抗弁もむなしく、三人とも在外官に左遷された。[24] 萬暦帝即位当初に譚綸を弾劾した人物としては、ほかに兵科都給事中李已がおり、辺将人事が当を得ていないと批判している。[25]

兵部尚書就任直後、譚綸が矢継ぎ早に弾劾を受け、別の者がそれに反駁する。これは、当時の政争に絡んだ動きではないだろうか。そこに、張居正と馮保も裏で一枚噛んでいるように見える。譚綸はもともと、張居正との関係が良好であったという。張居正は馮保と組んで権力を掌握したばかりである。また、雒遵は高拱の門生だった人物である。

雒遵と馮保の間には、これに先立ち既に軋轢を生じていた。譚綸が弾劾を受ける少し前、幼い萬暦帝がまさに即位したばかりのこと。太監馮保はお側仕えの立場を利し、権力を掌握せんとしていた。朝儀に際し、玉座に御した帝の傍らに立つ馮保の姿を見咎めたのが、雒遵であった。「馮保は一介の侍従の僕に過ぎぬのに、敢えて天子のお側に立つとはどういうことか。いったい、文武諸臣は天子を拝しているのか、それとも中官を拝しているのか。陛下が幼いことを良いことに、これほどの無礼な振る舞いに至るとは、何事ぞ。」この雒遵の疏は、留中（処理されぬまま、宮中留め置き）とされる。この一件以来、馮保は雒遵の後ろで高拱が糸を操っているのではとの疑心を抱きはじめた。以後、彼は高拱の追い落としを謀ってゆくことになったという。

隆慶後半に政界復帰を果たして以降、強力な指導権を振るってきた首輔高拱とその一派（雒遵もその一員）に対して、次輔張居正と太監馮保のグループが新帝即位に乗じて権力闘争を仕掛け、さらにまた言官グループ（景嵩・韓必顕・雒遵・王時挙ら）が絡む。そんな構図だったと考えられる。その中で、譚綸は張居正を中心とするグループに含まれる立場にいたと見て、間違いないだろう。[26]

なお、譚綸は弾劾されるばかりでなく、弾劾する側に回るこ

ともあった。兵部主事熊敦朴を誣告した一件である[27]。伝えられる経緯は、こうである。礼部主事宋儒は、もともと兵部主事熊敦朴と仲が悪かった。宋儒は熊敦朴を陥れるため、彼が張居正を弾劾しようとしているとの嫌疑をかけ、兵部尚書譚綸に嘱して弾劾させ罷免に追い込んだ。やがて嫌疑は事実無根であったことが発覚し、こんどは兵科右給事中陳吾徳が宋儒を弾劾した。以来、陳吾徳は張居正に睨まれることになる。

史書は、陳吾徳が張居正にきちんと申し入れをしなかったのが、その原因とする。張居正政権下では、言諫官が弾劾を行う際、必ず事前に張居正にその旨を請うことになっていた。陳吾徳は以前から、それに従っていなかったのだという。幸い、脇役に過ぎなかった譚綸は、騒動に巻き込まれずに済んだようである。

当時、薊遼方面で行われていた兵卒確保方法に異を唱えた人物に、給事中徐貞明がいる。彼は現地で兵卒を募り、屯政をうまく運営すれば、東南から兵卒を補充する必要はないという[28]。以下は、彼の論の概略である。

東南から連れてこられる軍戸出身の兵には問題が多い。弱体で遠戍に向かず、また勾補（軍籍にある壮丁の徴兵・補充）によって骨肉の地から数千里も離され、里甲の費用負担も重い。また地元出身でないため士気は上がらず賄賂を使ってでも故郷に帰りたいと願いがちである。衛官は賄賂を取り、且つ浮いた兵餉を懐に入れてしまう。かくして、東南の民は困ずるばかり、しかも軍政には何ら裨益するところが無い。むしろ、匠班の例に倣って、兵を出す義務のある軍戸から年ごとに銭を徴収し、それを元手に土着の壮丁を召募して兵を補充するようすべきではないか。

兵部尚書譚綸は、勾軍の制を廃止するわけには行かないとして反意を表明し、その実現を阻んだ。ただ、徐貞明と譚綸の両者は北辺防衛の現状に、同じ問題を読み取っていた。老弱で役に立たない兵卒。彼らの士気の低さ。衛官たちの兵卒に対する搾取。経費や軍餉の問題、等々。ただ、改善の方法として、一方は兵卒の徹底的な錬成（および過渡的な手段として精鋭な浙兵の導入）に向かい、一方は現地募集と屯政の充実を訴えた。両者は、対処の仕方こそ異なっているが、問題意識を共有していたと言ってよい。

のち徐貞明が左遷された折り、『潞水客談』を著してその説をさらに論ずる。曰く、

西北の地で水利事業を興すことには、様々な利点がある。例えば、水旱の災害に対する備え、収穫された軍糧の確保、東南からの軍糧輸送コスト削減、虜騎の移動妨害、遊民を耕作地に結びつけることによる社会の安定、などなど。

これを目にした譚綸は、今度はその妥当性を賞賛している。順天巡撫張国彦・副使顧養謙らが薊州・永平・豊潤・玉田でこれらの方策を実施したところ、有効であったという。

譚綸は兵部尚書を約五年間つとめ、萬暦五年に没した。太子太保を贈られ、襄敏と諡されている[29]。

5．戚継光と譚綸

以上、譚綸の官歴と、その間の事跡を辿ってきた。彼が活躍したのは、嘉靖後半から萬暦初という、北虜南倭の展開の上でも政治史の上でも、大きな転換を迎える時代であった。彼は指

揮官として何度も戦場に駆り出され、また練兵の責任者として防備の強化に従事するよう求められ続けた。前線での用兵の才を、また兵部の臣として軍政の才を、いかんなく発揮した様子を見ることができる。[30]

強力なリーダーシップを振るい、徹底して政務の実効を求める考成法などを通し、官僚を厳しく統制して危機に対処しようと指向した、嘉靖末から萬暦初期にかけての首輔政治。高拱や張居正が首輔となった時期に、そのピークを迎える。強権的とも言える当時の首輔が、実効を上げることのできる有能な将官たちと緊密な関係を持つようになっていたことは、既に指摘したことがある。[31] そうした時代であったからこそ、譚綸が常に軍事・政治の最前線で活躍し続け、張居正にも重んじられた、と言えるのかもしれない。

譚綸と同じ北虜南倭の防衛という場で、同じ時代に活躍した、やはり政権中枢に重んじられた有能な将官たちがいる。譚綸と彼らの、就中戚継光との関わり合いについて、簡単に触れて小文を終えたい。

戚継光の北辺での活躍は、余りにも有名であろう。薊鎮と昌平鎮は、京師守備の要である。特にアルタンによる庚戌の変（嘉靖二九年、一五五〇）以来、防備の負担は加重したと言ってもよい。かつて、その地は北虜に屢々破られ、そこで防備に当たった将官たちは責任を問われて罪に落とされることが多かった。しかし、戚継光が赴任してきてからの十六年、事態は一変する。辺備は整い、北京にもようやく安寧が訪れた。後任者たちは、敷かれたレールを走りさえすればよかった。おかげで、以後数十年間、薊遼の地は無事を保つことができた。[32]

ただ、彼が能力を発揮できたのは、中央との太いパイプがあったからだと言うべきかもしれない。徐階・高拱・張居正ら首輔たちや、譚綸・劉応節・梁夢龍など督撫大臣の信頼も厚く、掣肘を受けずにのびのびと能力を発揮できたからである。無論、譚綸が萬暦初期の軍政を中央で司っていたことも、大いに与っていよう。『明史』巻二一二末に付された贊において、嘉靖朝に武勲を挙げながらも掣肘を受けた例を挙げる中、張居正・譚綸が国事に当たった際には戚継光が活躍した、と指摘している。[33]

なにより、譚綸と戚継光はそれ以前から、戦友と言って良い関係だったのは、見てきた通りである。職階の上下はともかく、長きにわたり共に前線で戦い、練兵に尽力し、功績を積み重ねてきた。時人が両者を併せて「譚戚」と讃えたというのも頷ける。[34]

なお、そうした意味では、俞大猷もまた譚綸の「戦友」的な存在である。譚綸は、俞大猷に書翰をしたためたことがある。その中で、俞大猷どのは、軍を統制するという点では私に及ばず、信賞必罰では戚継光に及ばず、剽悍さでは劉顕に及ばないかもしれない。しかし、それらは孰れも小知というべきものである。度量の大きさでは俞大猷に敵う者はない。そのような賞賛の言葉を残している。[35]

【註】

（1）韋慶遠著『張居正和明代中後期政局』（広東高等教育出版社、広州、一九九九年三月）。

（2）田澍著『嘉靖革新研究』（中国社会科学出版社、北京、二〇〇二年一〇月）。

（3）『明史』巻九七、藝文志二、史類一〇、職官類（二三九

四頁）、「譚綸軍政條例類考七卷」。また、『明史』卷九九、藝文志四、集類三、別集類（二四八五頁）の萬曆・天啓・崇禎時の項に、「譚綸奏議十卷」とある。

（4）『軍政條例』七卷、万曆二年刊本が国立公文書館に蔵されている。紅葉山文庫の旧蔵にかかり、内閣文庫に収められている。巻頭に引かれた兵部各臣による原題に対して「萬曆元年八月十二日奉聖旨、依擬行、欽之」と旨が降っており、また、続けて、「萬曆二年十二月　日／兵部尚書譚綸・左侍郎汪道昆／右侍郎梁夢龍・武庫清吏司郎中趙慎／員外郎薛綸・主事羅奎・張鳴鶴／修」と兵部諸臣の名が列せされているところから、内閣文庫蔵本は恐らく初版本と見て良かろう。本書の巻ごとの内容と採録数を、参考までに記しておく。

巻之一、衛所類并有司（全五四題、宣德四～嘉靖二一）
巻之二、戸丁類并老幼（全四六題、宣德四～隆慶六）
巻之三、册單類并簿籍（全六一題、正統二～萬曆元）
巻之四、逃故類并亡絶（全五〇題、宣德四～隆慶六）
巻之五、清勾類并查理（全六二題、宣德四～萬曆元）
巻之六、鮮發類并改編（全六〇題、宣德四～萬曆元）
巻之七、優卹類并豁免（全四三題、宣德四～隆慶六）

（5）『國朝獻徵録』卷三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「大司馬二華譚公、名綸、字子理、江西撫州府宜黄縣人也。弱冠以儒士應癸卯擧於郷、取甲辰聯第進士、初任南祠部主事、内艱服闋、補庫部。既而庫部郎中時、倭奴薄留都都下。蓋人人恐率、又怯懦、無敢前。獨毅然請募壯士、禦卻之。公從此以知兵名。朝廷從此亦專以兵事任公矣。擢公守台。台東北濱海、倭所嘗出入之地。畏公能治兵、郡中有所創、不敢入台境。」また、『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三三頁）、「譚綸、字子理、宜黄人。嘉靖二十三年進士。除南京禮部主事。歴職方郎中、遷台州知府。」他に、『明世宗實録』卷三八四～四八一の各箇所を参照。

（6）『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三三～三四頁）、「綸沉毅知兵。時東南倭患已四年、朝議練郷兵禦賊。參將戚繼光請期三年而後用之。綸亦練千人。立束伍法、自裨將以下節節相制。分數既明、進止齊一、未久即成精鋭。倭犯柵浦、綸自將擊之、三戰三捷。倭復由松門・澶湖掠旁六縣、進圍台州、不克而去。轉寇仙居・臨海、綸擒斬殆盡。進海道副使、益募浙東良家子教之、而繼光練兵已及期、綸因收之以爲用、客兵罷不復調。倭自象山突台州、綸連破之馬崗・何家礁、又與繼光共破之葛埠・南灣。加右參政、會憂去。」また、『國朝獻徵録』卷三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「且三年、既而公以治行兼兵功陞按察使之副、巡海道寧波。既而又以兵功陞右參政、仍兼憲職治兵。丁外艱。」

（7）『明史』卷一八、世宗本紀二、（二四五～六頁）、「（嘉靖）三十八年…三月…癸巳、倭犯浙東、海道副使譚綸敗之。」

（8）『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三四頁）、「以尚書楊博薦起、復將浙兵、討饒平賊。朝曦者、大盜張璉餘黨也。璉既滅、朝曦據巣不下、出攻程郷。知縣徐甫宰嚴兵待、而遣主簿梁維棟入賊中、諭散其黨。朝曦窮、棄巣走、綸及廣東兵追擒之。尋改官福建、乞終制去。繼光數破賊、浙東略定。」また、『國朝獻徵録』卷三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「尋以廣寇張璉等流劫江西、奪情起公、勦廣寇於江西。是年、以江西廣寇平、改福建。方疏請得終喪。」なお、張

璉・林朝曦らについては、『明史』巻二二二、俞大猷傳（五六〇五～〇六頁）、夏燮撰『明通鑑』巻六二、嘉靖四一年二月己卯の項（中華書局評点本二四二五～二六頁）及び十月の諸記事（二四三七頁）などを参照。

（9）中国史上有数の名将として知られる戚継光は、山東登州衛の指揮僉事の家に生まれた。嘉靖中頃に父の職を嗣いで山東の署都指揮僉事に擢んでられる。嘉靖三十年代後半、俞大猷の兵と連携して汪直およびその一派の征討に活躍した。のち、浙江に転任した際、衛所軍が役に立たないのを見て、金華府・義烏県（ともに浙江金華府）の民三千人を召募して訓練を施し、また戦術や軍艦兵器等も南方の風土地形に合うものを整備して、戚家軍を形成している。『明史』巻二二二、戚繼光傳（五六一二～一三頁）、「（嘉靖四一年）及（戚）繼光還浙後、新倭至者日益、圍興化城匝月。會（劉）顯遣卒八人齎書城中、衣刺『天兵』二字。賊殺而衣其衣、紿守將得入、夜斬關延賊。副使翁時器・參將畢高走免、通判奚世亮攝府事、遇害、焚掠一空。留兩月、破平海衛、據之。初、興化告急、時帝已命俞大猷爲福建總兵官、繼光副之。及城陷、劉顯軍少、壁城下不敢擊。大猷亦不欲攻、需大軍合以困之。四十二年四月、繼光將浙兵至。於是巡撫譚綸令將中軍、顯左、大猷右、合攻賊於平海。繼光先登、左右軍繼之、斬級二千二百、還被掠者三千人。綸上功、繼光首、顯・大猷次之。帝爲告謝郊廟、大行敍賚。繼光先以横嶼功、進署都督僉事、及是進都督同知、世廕千戸、遂代大猷爲總兵官。また、『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三四頁）、「倭轉入福建。自福寧至漳・泉、千里盡賊窟、繼光漸擊定之。師甫旋、其衆復犯邵武、陷興化。四十二年春再起綸。道擢右僉都御史、巡撫福建。倭屯崎頭城、都指揮歐陽深搏戰中伏死、倭遂據平海、陷政和・壽寧、各扼海道爲歸計。綸環柵斷路、賊不得去、移營渚林。繼光至、綸自將中軍、總兵官劉顯・俞大猷將左・右軍。令繼光以中軍薄賊壘、左右軍繼之、大破賊、復一府二縣。詔加右副都御史。綸以延・建・汀・邵間殘破甚、請緩征鐲賦。」、或いは『國朝獻徵録』巻三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「而福建之興化、陷於倭。尋又奪情起公、應援興化。公赴興化援、蓋以原官在道、聞報、陞右僉都、予督撫勑趨亟行。於是亟行、入閩、而陷興化之倭、盡被公殲之於渚林、無返者。自是、又勦、然後入寇倭於福清之神前澳、於仙遊、於同安、於漳浦之玻璃嶺。閩倭患、既稍稍息。」を参照。

（10）『明史』巻九一、兵志三、海防江防の項（二二四六頁）「五寨者、福寧之烽火門、福州之小埕澳、興化之南日山、泉州之浯嶼、漳州之西門澳、亦曰銅山。景泰三年、鎮守尚書薛希璉奏建者也、後廢。至是巡撫譚綸疏言『五寨守扼外洋、法甚周悉、宜復舊。以烽火門・南日・浯嶼三舺爲正兵、銅山・小埕二舺爲游兵。寨設把總、分汛地、明斥堠、嚴會哨。改三路參將爲守備。分新募浙兵爲二班、各九千人、春秋番上。各縣民壯皆補用精悍、每府領以武職一人、兵備使者以時閲視。』帝皆是之。狼山故設副總兵、至是改爲鎮守總兵官、兼轄大江南北。迨隆慶初、倭漸不爲患、而諸小寇往往有之。」また、『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三四頁）、「又考舊制、建水砦五、扼海口、薦繼光爲總兵官以鎮守之。倭復圍仙遊、綸・繼光大破賊城下。已而繼光破賊王倉坪・蔡不嶺、餘賊走、廣東境内悉定。綸上疏請復行服、世宗許之。」、或いは『國朝獻徵録』巻三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「公

經略閩事十八款、如處兵將、修復五水寨、諸事宜皆疏而得請矣。度可保閩、無虞矣。於是、懇請補制去。蓋朝廷雅重公、既再奪情起、而又許公去也。」を参照。

(11) 『皇明經世文編』巻三二一、「譚襄敏公奏疏」所収の「善後六事疏―福建善後」において、有能な将官の必要性、客兵に代えて錬成された民壮を用いるべきこと、福建の賦税蠲免の要請、福建の海禁策を緩めるべきこと、県治増設の必要性、福建にはとりわけ有能な地方官が必要なこと、等を主張する。この疏は、回籍守制を許され、陝西巡撫に任じられるまでの間、すなわち嘉靖四二年～四四年の間に上奏されたものであろう。

(12) 『國朝獻徵録』巻三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「服方闋、即起督撫陝西。陝西故被邊備虜爲急、故急於起用公。而四川妖賊蔡伯貫等反、又急當用公四川、故又改公督撫四川。四川妖賊平、公又經略川事、如改施州衛於支羅、設隆昌縣於隆橋。平宣撫薛氏、而改設龍安府於龍州。會討逆賊鳳繼祖於武定、方一一有成緒、而遷兵侍兼右僉都、督撫兩廣之命又下矣。公於是赴兩廣、首討七山諸賊、方設營寨數處、扼險守要、以制諸猺獞之死命。」また、『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三四頁）、「四十四年冬、起故官、巡撫陝西。未上而大足民作亂、陷七城。詔改綸四川、至已破滅。雲南叛酋鳳繼祖遁入會理、綸會師討平之。進兵部右侍郎兼右僉都御史、總督兩廣軍務兼巡撫廣西。招降岑岡賊江月照等。」

(13) 『國朝獻徵録』巻三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「於是疏請造戰車、築邊墻敵臺、仍大修火攻具。又請選募南兵、實塞下、兼爲邊方教練師。而奏立三大屯營、專以戚將軍繼光總理練兵、庶幾以戰爲守、不復用往時擺邊一切舊套。由是薊稱雄鎮、東西虜相戒、不復敢犯邊矣。即小有犯、如青山口之長昂及遼東虜、毎毎失利而遁、大抵皆公有備無患、先人以奪人之功。」また、『明史』巻二二七、外國傳八、韃靼傳（八四八四～八五頁）、「（嘉靖四五年）冬…時丘富死、趙全在敵中益用事、尊俺答爲帝、治宮殿。期日上棟、忽大風、棟墜傷數人。俺答懼、不敢復居。兵部侍郎譚綸在薊鎮善治兵、全乃説俺答無輕犯薊、大同兵弱、可以逞。」

(14) 『明史』巻二一〇、呉時來傳（五五六四～六五頁）「隆慶初、召復故官。進工科給事中。條上治河事宜、又薦譚綸・兪大猷・戚繼光宜用之薊鎮、專練邊兵、省諸鎮徵調。帝皆從之。」

呉時来は、浙江台州府仙居県の人で、嘉靖三二年に進士に及第、松江府推官から官途に入っている。当時の台州府近傍は、後期倭寇の寇掠が熾烈を極めた地域であり、呉時来自身、入寇してきた倭軍に対し、郷民を城内に受け入れ、雨に打たれた城壁が崩壊するなどの危難を乗り越えながら、防衛しきったこともあった。その後、刑科給事中に転じ、時の最高権力者厳嵩の私党をしばしば弾劾している。嘉靖三十年代末から四十年代初頭にかけて、厳嵩一派にたてついた言官たちの多くは徐階の門生たちであり、張翀、董傳策らとともに彼もその仲間の一人であった。嘉靖三七年に行なった弾劾で厳嵩本人に矛先を向けたため、横州（広西南寧府）に流された。琉球派遣使節に任命されることが決まっていたのだが、ために実現しなかったという。隆慶初めに刑科給事中に復官、次いで工科給事中に進んだ。

(15) 『明史』巻二一二、戚繼光傳（五六一三～一四頁）、「隆慶初、給事中呉時來以薊門多警、請召大猷・繼光專訓邊卒。

部議獨用繼光、乃召爲神機營副將。會譚綸督師遼・薊、乃集步兵三萬、徵浙兵三千、請專屬繼光訓練。帝可之。」

(16) 『皇明經世文編』卷三二二、「譚襄敏公奏疏」所収、「事疏—戰守長策」に詳しい。『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三五頁）に引用される概略は、以下の通り。「綸練兵事、朝廷倚以辦賊、遇警輒調、居官無淹歲。迨南寇略平、而邊患方未已。隆慶元年、給事中吳時來請召綸・繼光練兵。詔徵綸還部、進左侍郎兼右僉都御史、總督薊・遼・保定軍務。綸上疏曰、薊・昌卒不滿十萬、而老弱居半、分屬諸將、散二千里間。敵聚攻、我分守、衆寡強弱不侔、故言者亟請練兵。然四難不去、兵終不可練。夫敵之長技在騎、非召募三萬人勤習車戰不足以制敵。計三萬人月餉、歲五十四萬、此一難也。燕・趙之士鋭氣盡於防邊、非募吳・越習戰卒萬二千人雜教之、事必無成。臣與繼光召之可立至、議者以爲不可。信任之不專、此二難也。軍事尚嚴、而燕・趙士素驕、驟見軍法必大震駭。且去京師近、流言易生、徒令忠智之士掣肘廢功、更釀他患、此三難也。我兵素未當敵、戰而勝之、彼不心服。能再破、乃終身創、而忌嫉易生。欲再擧、禍已先至。此四難也。以今之計、請調薊鎮・眞定・大名・井陘及督撫標兵三萬、分爲三營、令總兵參遊分將之、而授繼光以總理練兵之職。春秋兩防、三營兵各移近邊。至則遏之邊外、入則決死邊内。二者不效、臣無所逃罪。又練兵非旦夕可期、今秋防已近、請速調浙兵三千、以濟緩急。三年後、邊軍既練遣還。」

(17) 『明史』卷二二二、戚繼光傳（五六一三～一四頁）、「（隆慶）二年五月、命以都督同知總理薊州・昌平・保定三鎮練兵事、總兵官以下悉受節制。」

(18) 『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三六頁）、「詔悉如所請、仍令綸・繼光議分立三營事宜。綸因言『薊鎮練兵踰十年、然竟不效者、任之未專、而行之未實也。今宜責臣綸・繼光、令得專斷、勿使巡按・巡關御史參與其間。』自兵事起、邊臣牽制議論、不能有爲、故綸疏言之。而巡撫劉應節果異議、巡按御史劉翾・巡關御史孫代又劾綸自專。穆宗用張居正言、悉以兵事委綸、而諭應節等無撓。」また、『皇明經世文編』卷三二二、「譚襄敏公奏疏」所収、「補練主兵疏略—補主兵」に詳しい。

(19) 『皇明經世文編』卷三二二、「譚襄敏公奏疏」所収、「條議戚繼光言兵事—兵事」に詳細が述べられている。また、『明史』卷二二二、譚綸傳（五八三六頁）「綸相度邊隘衝緩、道里遠近、分薊鎮爲十二路、路置一小將、總立三營。東駐建昌備燕河以東、中駐三屯備馬蘭・松・太、西駐石匣備曹牆・古石。諸將以時訓練、互爲掎角、節制詳明。是歲秋、薊・昌無警。異時調陝西・河間・正定兵防秋、至是悉罷。綸初至按行塞上、謂將佐曰『秣馬厲兵、角勝負呼吸者、宜於南。堅壁清野、坐制侵軼者、宜於北。』遂與繼光圖上方略、築敵臺三千、起居庸至山海、控守要害。綸召入爲右都御史兼兵部左侍郎、協理戎政。會臺工成、益募浙兵九千餘守之。邊備大飭、敵不敢入犯。」

(20) 銭法に関する譚綸の議論は、主に『皇明經世文編』卷三二二、「譚襄敏公奏疏」所収、「論理財疏—理財」の「一、通錢法」（第一項目）に依った。同疏中では、他に「嚴吏治」、「重鐲徵」、「查額糧」、「肅屯政」の各項目が立てられ、軍糧確保のため地方官の徵糧・督糧実績を政績評価に反映させる、滅多なことで鐲免の議など興すべきではない、各衛所にて糧餉の現況調査を行い、冊子にまとめて

兵部に報告させ撫按と共に検討する、弛緩した屯政を引き締める、等の具体策が述べられる。（三四三八頁）。また、『明史』巻八一、食貨志五、錢鈔（一九六七頁）にも、「隆慶初、錢法不行、兵部侍郎譚綸言『欲富民、必重布帛菽粟而賤銀。欲賤銀、必制錢法以濟銀之不足。今錢惟布於天下、而不以輸於上、故其權在市井。請令民得以錢輸官、則錢法自通。』於是課税銀三兩以下復收錢、民間交易一錢以下止許用錢。時錢八文折銀一分、禁民毋得任意低昂。直隷巡按楊家相請鑄『大明通寶錢』、不識年號。部議格不行。高拱再相、言『錢法朝議夕更、迄無成説。小民恐今日得錢、而明日不用、是以愈更愈亂、愈禁愈疑。請一從民便、勿多爲制以亂人耳目。』帝深然之。錢法復稍稍通矣。寶鈔不用垂百餘年、課程亦鮮有收鈔者、惟俸錢獨支鈔如故。四年始以新鑄隆慶錢給京官俸云。」とある。

(21) 『明史』巻一一二、七卿年表二（三四七二～七四頁）、「（隆慶）六年壬申六月、神宗即位。…（兵部尚書）譚綸七月任。」

(22) 『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三六頁）、「萬曆初、加太子少保。」

(23) 『明史』巻二三四、雒于仁傳（六一〇〇頁）、「雒于仁、…父遵、吏科都給事中。神宗初即位、馮保竊權。帝御殿、保輒侍側。遵言『保一侍從之僕、乃敢立天子寶座、文武羣工拜天子邪、抑拜中官邪。欺陛下幼沖、無禮至此。』遵乃大學士高拱門生。保疑遵受拱指、遂謀逐拱。遵疏留中。尋劾兵部尚書譚綸、因薦海瑞。吏部尚書楊博稱綸才、詆瑞迂滯、疏遂寢。頃之、綸陪祀日壇、咳不止。御史景嵩・韓必顯劾綸衰病。居正素善綸、而馮保欲緣是爲遵罪、因傳旨詰嵩・必顯欲用何人代綸、令會遵推擧、遵等惶懼不敢承。俱貶三秩、調外。遵得浙江布政司照磨。」

(24) 賈三近は萬曆帝が即位してすぐ、戸科給事中に採用された人物。『明史』巻二二七、賈三近傳（五九六一頁）、「神宗嗣位、起戸科給事中。萬曆元年、…給事中雒遵、御史景嵩・韓必顯劾譚綸被謫、三近率同列救之。」

また、王時挙は嘉靖四五年十月に刑部尚書黄光昇を弾劾して帝怒に触れ、編氓口外に処されていたところを、隆慶帝が即位してから御史に復官した人物。『明史』巻二〇七、王時擧傳（五四八二頁）、「萬曆初、都給事中雒遵、御史景嵩・韓必顯論譚綸被謫、（御史王）時擧抗章救之。歴大理左少卿。」こうしたところを見ると、張居正と同様、譚綸もまた、言官グループとはあまり折り合いがよくなかったように見える。

(25) 『明史』巻二二五、李已傳（五六八五頁）、「神宗立、（李已）薦起兵科都給事中。…尋劾兵部尚書譚綸去取邊將不當。」

(26) 注（23）参照

(27) 『明史』巻二二五、陳吾德傳（五六八四～八五頁）、「神宗嗣位、起（陳）吾德兵科。萬曆元年進右給事中。張居正柄國、諫官言事必先請、吾德獨不往。禮部主事宋儒與兵部主事熊敦朴不相能、誣敦朴欲劾居正、屬尚書譚綸劾罷之。既而誣漸白、吾德遂劾儒、亦謫之外。居正以吾德不白己、嗛之。未幾、爭成國公朱希忠贈定襄王爵、益忤居正。」

(28) 『明史』巻二二三、徐貞明傳（五八八二～八四頁）、「（給事中徐貞明）其議軍班則言、東南民素柔脆、莫任遠戍。今數千里勾軍、離其骨肉。而軍壯出於戸丁、幫解出於里甲、

每軍不下百金。而軍非土著、志不久安、輒賂官求歸。衛官利其賂、且可以冒餉也、因而縱之。是困東南之民、而實無補於軍政也。宜倣匠班例、軍戸應出軍者、歳徴其錢、而召募土著以足之便。事皆下所司。兵部尚書譚綸言勾軍之制不可廃。工部尚書郭朝賓則以水田勞民、請俟異日。事遂寢。及貞明被謫、至潞河、終以前議可行、乃著『潞水客談』以畢其説。其略曰、西北之地旱則赤地千里、潦則洪流萬頃、惟雨暘時若、庶樂歳無饑、此可常恃哉。惟水利興而後旱潦有備、利一。中人治生必有常稔之田、以國家之全盛獨待哺於東南、豈計之得哉。水利興則餘糧棲畝皆倉庾之積、利二。東南轉輸其費數倍。若西北有一石之入、則東南省數石之輸、久則蠲租之詔可下、東南民力庶幾稍甦、利三。西北無溝洫、故河水横流、而民居多沒。修復水田則可分河流、殺水患、利四。西北地平曠、寇騎得以長驅。若溝洫盡舉、則田野皆金湯、利五。游民輪去郷土、易於爲亂。水利興則業農者依田里、而遊民有所歸、利六。招南人以耕西北之田、則民均而田亦均、利七。東南多漏役之民、西北罹重徭之苦、以南賦繁而役減、北賦省而徭重也。使田墾而民聚、則賦増而北徭可減、利八。沿邊諸鎮有積貯、轉輸不煩、利九。天下浮戸依富家爲佃客者何限、募之爲農而簡之爲兵、屯政無不擧矣、利十。塞上之卒、土著者少。屯政擧則兵自足、可以省遠募之費、甦班戍之勞、停攝勾之苦、利十一。宗祿浩繁、勢將難繼。今自中尉以下量祿之田、使自食其土、爲長子孫計、則宗祿可減、利十二。修復水利、則倣古井田、可限民名田。而自昔養民之政漸可擧行、利十三。民與地均、可倣古比閭族黨之制、而教化漸興、風俗自美、利十四也。譚綸見而美之曰、我歴塞上久、知其必可行也。已而順天巡撫張國彦・副使顧養謙行之薊州・永平・豐潤・玉田、皆有效。及是貞明還朝、御史蘇瓚・徐待力言其説可行、而給事中王敬民又特疏論薦、帝乃進貞明少卿、賜之敕、令往會撫按諸臣勘議。」

(29) 『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三六頁）、「（萬曆）五年卒官。贈太子太保、謚襄敏。」

(30) 『國朝獻徴録』巻三九、「大司馬二華譚公綸傳」、「蓋公有膽、有智、有量、其用兵有節制、有方略、乃其誠與才合則公從來宣猷樹勲、所嘗效忠於國家之基本也。」

(31) 拙稿、「隆慶時代の内閣政治―高拱の考課政策を中心に―」（『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、一九九六年三月）。

(32) 『明史』巻二一二、戚繼光傳（五六一六頁）、「自嘉靖庚戌俺答犯京師、邊防獨重薊。増兵益餉、騒動天下。復置昌平鎮、設大將、與薊相脣齒。猶時躪内地、總督王忬・楊選並坐失律誅。十七年間、易大將十人、率以罪去。繼光在鎮十六年、邊備修飭、薊門宴然。繼之者、踵其成法、數十年得無事。亦賴當國大臣徐階・高拱・張居正先後倚任之。居正尤事與商確、欲爲繼光難者、輒徙之去。諸督撫大臣如譚綸・劉應節・梁夢龍輩咸與善、動無掣肘、故繼光益發舒。」

(33) 『明史』巻二一二、贊（五六二七頁）、「贊曰、世宗朝、老成宿將以兪大猷爲稱首、而數奇屢躓。以内外諸臣攘敚、而掩遏其功者衆也。戚繼光用兵、威名震寰宇。然當張居正・譚綸任國事則成、厥後張鼎思・張希皐等居言路則廃。任將之道、亦可知矣。劉顯平蠻引疾、而以有司阻撓爲辭、有以夫。李錫・張元勲首功甚盛、而不蒙殊賞、武功所由不競也。」

(34) 『明史』巻二二二、譚綸傳（五八三六頁）、「綸終始兵事垂三十年、積首功二萬一千五百。嘗戰酣、刃血漬腕、累

沃乃脱。與繼光共事齊名、稱「譚・戚」。」

(35)『明史』巻二一二、俞大猷傳（五六〇八頁）、「（俞）大猷負奇節、以古賢豪自期。其用兵、先計後戰、不貪近功。忠誠許國、老而彌篤、所在有大勳。武平・崖州・饒平皆爲祠祀。譚綸嘗與書曰『節制精明、公不如綸。信賞必罰、公不如戚。精悍馳騁、公不如劉。然此皆小知、而公則堪大受。戚謂戚繼光、劉謂劉顯也。」

俞大猷は福建省泉州府晉江県の人で、嘉靖一四年武会試の出身。嘉靖二〇年代～萬暦初頭に、主に倭寇防衛に於いて活躍した名将として知られる。特に、徐海や汪直などの巨魁とその一派を征討する際、中心的な役割を果たした将官の一人である。自ら古の賢豪を自負し、兵を用いるに深謀遠慮を以てし、軍功を焦らなかったという。

A Brief Biography of Tan Lun（譚綸）

SAKURAI Toshiro

The trend of a seizure of political power by the Senior Grand Secretary (首輔), was markedly observed from the latter half of the Jiaqing (嘉靖) period through the early years of the Wangli (萬曆) period. Tan Lun was the person who gave full play to his ability as an expert on military affairs those days. He edited "Jun-zheng tiao-li (軍政條例)" to make the details of military administration generally informed, which is now an important document for us to study on military affairs of middle Ming era.

He spent most of his early days of his bureaucratic career in Nanjing (南京) and Zhejiang (浙江), where raids by Japanese pirates (倭冦) were so fierce those days. He achieved distinguished military exploits at the defense war, and also trained soldiers very well, working together with General Qi Ji-guang (戚継光). He always was in cooperative relation with General Qi, since then.

He returned to his hometown and went into three years' mourning for his father, but was soon called back by the Court. He was appointed to Grand Coordinator of Fujian (福建巡撫) , to put down Japanese pirate raids there, cooperating with Qi Ji-guang again. He also made efforts to build up maritime defence system of the coastline.

During the Longqing (隆慶) period, after he completed the mourning for his father, he carried out his duty to defend against Altan's raid, and trained soldiers, as a Supreme Commander of Jiliao (薊遼総督). This duty was done, once again, with Qi Ji-guang.

He once had made a proposal on monetary policy. He argued to mint more coin at the Mint Bureau, and force to use certain percentage of them in dealings; then, circulation of currency will improve, and can stop deflation.

As a member of the faction of the then Senior Grand Secretary Zhang Ju-zheng (張居正), he was appointed to the Minister of War (兵部尚書) from the beginning of the Wang-li period. That was why he sometimes came into trouble with Speaking and Remonstrance Officials (言諫官).